

最高裁第一小法廷平成元年4月11日判決

— 労災保険給付の控除と過失相殺 —

(最高裁昭和63年(オ)第462号, 損害賠償請求, 平成元年
4月11日第1小法廷判決, 上告棄却, 民集43巻4号209頁)

Worker's Compensation and Damages

田 中 稔

【事実】

昭和55年7月25日, Xは普通貨物自動車を運転して勤務中に, Y₁運転の乗用車(甲)と衝突し, 身体に傷害を負った。そこで, XはY₁および甲乗用車の保有者Y₂に対し, 自賠法3条にもとづき, 損害賠償を請求している。

原審(大阪高判昭和62年12月16日)は休業損害を約2000万円, その他の損害を約400万円と認定し, Xにつき6割の過失相殺をすべきとして, 結局, 賠償されるべき損害を休業損害約800万円・その他の損害約150万円と算定したが, 過失相殺後の休業損害は労災保険からの休業補償給付約1000万円により, また, その他の損害は自賠責保険及びY₂からの支払270万円により全額填補されたとしてXの請求を棄却すべきとしたが, Xの請求を一部認容した一審判決(奈良地判昭和61年12月12日)は, 控訴をしたXの不利益に変更できないとして, 維持された。

これに対し, Xは, 労災保険を過失相殺前に控除すべきとして上告している。

【判旨】 上告棄却

「労働者災害補償保険法（以下「法」という。）に基づく保険給付の原因となった事故が第三者の行為により惹起され、第三者が右行為によって生じた損害につき損害賠償責任を負う場合において、右事故により被害を受けた労働者に過失があるため損害賠償額を定めるにつきこれを一定の割合で斟酌すべきときは、保険給付の原因となった事由と同一の事由による損害の賠償額を算定するには、右損害の額から右保険給付の価額を控除する方法によるのが相当である（最高裁昭和五一年（オ）第一〇八九号同五五年一二月一八日第一小法廷判決・民集三四卷七号八八八頁参照）。けだし、法一二条の四は、事故が第三者の行為によって生じた場合において、受給権者に対し、政府が先に保険給付したときは、受給権者の第三者に対する損害賠償請求権は右給付の価額の限度で当然国に移転し（一項）、第三者が先に損害賠償をしたときは、政府はその価額の限度で保険給付をしないことができると定め（二項）、受給権者に対する第三者の損害賠償義務と政府の保険給付義務とが相互補完の関係にあり、同一の事由による損害の二重填補を認めるものでない趣旨を明らかにしているのであって、政府が保険給付をしたときは、右保険給付の原因となった事由と同一の事由については、受給権者が第三者に対して取得した損害賠償請求権は、右給付の価額の限度において国に移転する結果減縮すると解されるところ、損害賠償額を定めるにつき労働者の過失を斟酌すべき場合には、受給権者は第三者に対し右過失を斟酌して定められた額の損害賠償請求権を有するにすぎないので、同条一項により国に移転するとされる損害賠償請求権を過失を斟酌した後のそれを意味すると解するのが文理上自然であり、右規定の趣旨にそうものといえるからである」。

なお、本判決には伊藤正己裁判官の反対意見がある。曰く、「政府が労災保険給付をした場合に、右保険給付の原因となつた事由と同一の事由について、受給権者の第三者に対して取得した損害賠償請求権が右保険給付の価額の限度において国に移転するものとされるのも、同一の事由による損害の二重填補を認めるものではない趣旨を明らかにしたにとどまり、第三者の損害賠償義務と実質的に相互補完の関係に立たない場合についてまで、常に受給権者の有する損害賠償請求権が国に移転するものとした趣旨ではないと解することも十分可能である」としたうえ、「労働

者に過失がある場合には、政府のした保険給付の中には労働者自らの過失によつて生じた損害に対する填補部分と、第三者の過失によつて生じた損害に対する填補部分とが混在しているものと理解し、第三者の損害賠償義務と実質的に相互補完の関係に立つのは、右のうち第三者の過失によつて生じた損害に対する填補部分であり、したがつて、国が取得する受給権者の第三者に対する損害賠償請求権も、第三者の過失によつて生じた損害に相当する部分であると解するのが相当である」と。

【検討】

本判決の意義は、労災事故における損害賠償請求において、過失相殺を労災保険給付の控除前に行うことを、従来の使用者行為災害¹⁾だけではなく、第三者行為災害においても明らかにした上、それに関連して、控除が労災保険給付の限度で行われることを明らかにする点にある。筆者はいずれの点にも賛成であるが、控除の範囲についての理由づけは必ずしも十分でないとおもわれる。

(1) 労災事故の被害者たる労働者は使用者に対して災害補償を求めることができ、これは、使用者が保険料を負担する労災保険給付によってカバーされているが、事故が使用者の不法行為により生じた場合（使用者行為災害）、ないし、第三者の不法行為による場合（第三者行為災害）には労働者は同時に、使用者ないし第三者に対する損害賠償請求権を取得する。このように、単一の事故から労災保険給付と損害賠償を労働者が受けられる地位に立つ場合には、損害賠償に先行する、受給済みの労災保険給付は、すでに労働者の損害を填補しているため、同一の事由により生じた損害²⁾の二重填補を回避するために、損害賠償額から控除される³⁾。

被害者である労働者にも過失がある場合、故意・重過失でない限り、労災保険給

1) 最判昭和55年12月18日民集34巻7号888頁。ただし、理由は明らかにされていない。

2) 同一の事由とは、「保険給付の対象となる損害と民事上の損害賠償の対象となる損害とが同性質であり、保険給付と損害賠償とが相互補完性を有する関係にある場合をいう」と解されている（最判昭和62年7月10日民集41巻5号1202頁）。

3) 労災保険給付に損害賠償が先行する場合には、労災保険給付の支給停止の方法による。昭和52年の最高裁判決により、受給前の労災保険給付は、支給が決定していても損害賠償から控除されないことが明らかにされた（最判昭和52年5月27日民集31巻3号427頁、最判昭和52年10月25日民集31巻6号836頁）のをうけて、使用者行為災害については、労災保険法67条が新設された。一方、第三者行為災害には、損害賠償のなされた限度において、国は労災保険の支給を停止することができるという規定（同法12条の4第2項）があり、調整の必要はないとされた。倉橋義定後掲書258頁以下参照。

付の支給制限はなされないが(労災保険法12条の2の2参照)、使用者または第三者に対する損害賠償請求権は過失相殺により減縮する。かような場合に、労災保険給付の損害賠償からの控除がどのように行われるべきかが問題となる。

労災保険給付の控除と過失相殺の先後によっては、被害者である労働者の受けるべき損害賠償額が異なるため、控除の前に過失相殺を先に行なう控除前相殺説⁴⁾、逆に過失相殺を控除の後に行なう控除後相殺説⁵⁾、との対立が現れる。相殺前に控除をすると控除の範囲は過失相殺の割合に応じて減縮するが⁶⁾、逆に、控除前に過失相殺をすると、受給済みの労災保険給付と控除の範囲は一致する計算になる。しかし、問題の核心は、労災保険給付の控除と過失相殺の先後にあるのではない。

判例⁷⁾・通説⁸⁾によれば、損害保険金・生命保険金は、保険契約にもとづき給付されており加害事故との間に相当因果関係のある利益とはいえないとして、損益相殺はされない。労災保険の場合も、控除の根拠は損益相殺ではないとされている⁹⁾。労災保険給付の控除は、第三者行為災害¹⁰⁾では、保険者たる国が給付の限度で、被害者の第三者に対する損害賠償請求権に代位をすることができるという労災保険法の規定¹¹⁾にもとづいて行われる一方¹²⁾、使用者行為災害¹³⁾では、災害補償をした労働者がその限度で損害賠償責任を免れると規定する労働基準法84条の類

4) 加藤一郎後掲14頁, 安西愈後掲書197頁, 岩出誠後掲ジュリ881号141頁, 同後掲季労143号164頁, 松代隆後掲834頁, 南敏文後掲423頁, 伊藤高義後掲261頁, などのほか, 本判決に関する文献のうち, 加藤了後掲, が控除前相殺説をとる。

5) 保原喜志夫後掲166頁, 柿島美子後掲99頁, 西島梅治後掲書239頁, 宮原守男後掲144頁以下, 寶金敏明後掲53頁, 水野貞後掲147頁, 佐々木一彦後掲168頁, 石山卓磨後掲57頁, 信濃孝一後掲, 西村健一郎後掲書288頁以下, 棚田洋一後掲495頁, など。本判決に関する文献のうち, 北河隆之後掲, 石原治後掲, 山本哲生後掲, 古賀哲夫後掲法時62巻4号, 西村健一郎後掲リマークス1号, 同後掲民商101巻5号, 下森定後掲, 柳沢旭後掲, 小川賢一後掲, が控除後相殺説をとる。

6) 第三者行為災害の場合には, 加害者を不当に免責しないために, 国は加害者である第三者に対して求償することができる。しかし, 求償額が国の支給した保険金の額よりも減縮されないと, 第三者は, 労災保険給付がなく被害者に対して損害賠償義務のみを負う場合よりも, 被害者に対し支払うべき損害賠償額と国からの求償額の合計額のほうが計算上大きくなり, 第三者にとって不都合である。この点を問題点として控除前相殺説(加藤一郎後掲14頁)から指摘される控除後相殺説は, 国の求償額を, 加害者を免責せずかつ負担を増加させない金額まで減縮せざるをえなくなる。この金額は, 労災保険給付の額に過失相殺割合を乗じて減額した金額に等しくなる。信濃孝一後掲6頁以下参照。

7) 最判昭和39年9月25日民集18巻7号1528頁(生命保険金), 最判昭和50年1月31日民集29巻1号68頁(損害保険金)。

8) 西島梅治後掲書237頁以下など。

9) 時岡泰後掲289頁, 下森定後掲153頁。

10) 最判昭和52年5月27日民集31巻3号427頁。

推適用を根拠としている。保険給付の控除の法的性質が損益相殺でないとするれば、控除の前に過失相殺をせざるをえないとおもわれる¹⁴⁾。

控除後相殺説自身も、控除の法的性質を論ずるのではなく、むしろ、労災保険給付が被害者たる労働者に過失があってもなされていること¹⁵⁾、控除前相殺説に比べて被害者の保護に厚いことを理由に、労災保険が社会保障制度の一環であることに力点をおいて議論を展開してきた¹⁶⁾。しかし、控除前相殺説は、第三者または使用者に対する損害賠償請求権を労働者が取得せず労災保険金のみを受給する場合に比べて労働者を不利益に扱うわけではないと主張する¹⁷⁾。逆に、控除後相殺説は、労災保険給付が損害の填補であるとしても、填補されるべき損害を加害者の賠償すべき損害でなく被害者の被った損害と解することができるとし¹⁸⁾、控除の範囲は受給済みの労災保険給付額に比して過失相殺の割合に応じて減縮する、という¹⁹⁾。

つまり、控除前相殺説・控除後相殺説の相違は、労災保険給付の控除と過失相殺の先後ではなく、むしろ、過失相殺後に行われるべき控除の範囲に、現れる。前者は、加害者のなすべき損害賠償額を限度として、既払の労災保険給付と同額の控除がなされるという説、それに対して、後者は、控除の範囲が過失相殺の割合に応じて減縮するという説とみることができる。そうすると、過失相殺のため加害者に転嫁できない労働者の損害を既払の労災保険給付が超えない限り損害賠償から控除をしないという差額説の余地も生じる²⁰⁾。

11) 昭和55年改正前の労災保険法20条（現行法では同法12条の4にあたる）。不法行為による損害賠償請求権の消滅時効（民法724条）との関連で、労災保険実務が第三者に対する求償を、給付の原因となった事故が発生して3年以内に給付した分についてのみ行なうものとされている（昭和41年6月17日基発610号，昭和52年3月30日基発192号）。このため、国が第三者に対して必ずしも権利を行使しないときには、第三者を不当に免責する可能性が生ずる。信濃孝一後掲16頁以下，西村健一郎後掲リマークス1号123頁，小川賢一後掲64頁。

12) 保険者が代位する権利は、被害者が第三者に対して取得する損害賠償請求権である。保険者が保険金を支給して代位のなされるべき時点において、賠償金の支払いなどにより、既に損害賠償請求権が存続してなければ、保険者は第三者に対して求償することができない（国民健康保険につき，最判平成10年9月10日判例時報1654号49頁）。

13) 最判昭和52年10月25日民集31巻6号836頁。

14) 倉澤康一郎後掲117頁，下森定後掲153頁，石原治後掲629頁。

15) 古賀哲夫後掲法時62巻4号105頁は、この点を控除前相殺説は説明できない、という。

16) 古賀哲夫後掲法時62巻4号104頁参照。

17) 岩出誠後掲季労143号164頁参照。

18) 古賀哲夫後掲法時62巻4号105頁。

19) 信濃孝一後掲6頁以下参照。

(2) 労災保険法12条の4第1項は、「政府は、保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する」とさだめており、文理解釈として、控除前相殺説に一致しそうである²¹⁾。しかし、一部保険における類似の問題で最高裁自身がしめしているように²²⁾、控除前相殺説は不可避な立場ではない。このことは、国が国民健康保険などにおいては、労災保険法と同様の調整規定が存在するにもかかわらず、控除後相殺説にたった求償を行っていることから明らかである²³⁾。

労災保険給付と損害賠償給付により填補される損害が重複していないと、二重填補の状態は生じない。控除後相殺説のいうように、過失相殺の行われる場合に被害者の被った損害を加害者の賠償すべき損害と被害者自ら負担すべき損害とに分け、前者についてのみ二重填補の可能性が生ずると解すると、労災保険給付は被災者である労働者の過失の有無に関わりなく行われる結果として、加害者の賠償すべき損害と被害者自ら負担すべき損害とが同時に、過失相殺割合に応じて、填補することになるから、二重填補が生ずるために国のする代位の範囲も過失相殺の割合に応じて減縮する、と考えられる²⁴⁾。あるいは、被害者の過失の有無にできるだけ影響を受けないように労災保険によって被害者の救済がはかられるべきであるならば、む

20) 山田誠一後掲N B L 509号32頁、同後掲『現代社会と民法学の動向』314頁以下。本判決以前の文献では、古賀哲夫後掲法時58巻4号141頁、同後掲名学大論集24巻1号169頁が、労災保険金を社会保障的性格の特別枠であると理解して、差額説を主張する。

21) 藤岡康宏後掲25頁、西村健一郎後掲リマークス1号122頁、同後掲民商101巻5号715頁参照。

22) 本件の様に過失相殺のため第三者に対する損害賠償請求権が被保険者の損害をカバーしきれないときに、保険金額が保険価額に満たない一部保険の場合、損害賠償金が支払われる前に保険者が損害保険金を被保険者に支払ったとき、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権に保険者が代位しうる範囲について、保険金の価額の限度で代位しうるという限度主義、保険価額に対する保険金額の割合（付保割合）により代位する比例主義、損害賠償請求権で救済されない損害の額を保険金額が超過する分だけ代位する損害額超過主義、の3種類の考え方がある。最判昭和62年5月29日民集41巻4号723頁は、一部保険における比例填補原則を根拠に、比例主義によるべき旨を明らかにしている。

23) 健康保険法67条、国民健康保険法第64条、厚生年金保険法第40条、国民年金法第22条。「第三者行為により生じた保険事故の取扱いについて」(昭和54年4月2日保険発第24号・庁保発第6号、各都道府県民生主管部(局)保険課(部)長あて厚生省保険局保険・社会保険庁医療保険部健康保険・船員保険課長連名通知)。瀬戸正義後掲139頁は、労災保険などの取扱いの相違は、国民健康保険などのほうがいっそう社会保障的性格の強いことに由来する、と指摘している。

24) 信濃孝一後掲6頁以下ほか。

しろ、差額説の方がその趣旨により適合するであろう²⁵⁾。過失相殺の結果として被害者の被った損害の一部が量的に賠償されずに残ると考えると、これを労災保険給付が超過しない限り、二重填補は生じないから、差額説も十分に成り立つ。差額説によれば、控除のないケースも少なからず生ずるが、労災保険と損害賠償の調整を完全に否定する立場²⁶⁾とは異なる²⁷⁾。いずれにせよ、過失相殺前の、被害者の被った損害を基準に二重填補の回避を問題にするならば、控除前相殺説は、労災保険を損害賠償に代替するものとみているなり²⁸⁾、過失割合に相当する部分は被害者が自ら負担すべきものであるという実質的判断があると解するなり²⁹⁾しなければ、根拠づけられないであろう。

(3) しかし、労災保険給付の控除においては、使用者行為災害・第三者行為災害のいずれにおいても³⁰⁾、控除前相殺説が妥当であって、労災保険給付がまず加害者の負担すべき損害から填補していると筆者は考える。というのは、国が被災労働者に支給する保険金の原資は、ごく少額の国の財政支出を別にすると、使用者が国に対

25) 損害賠償からの労災保険給付の控除は、控除後相殺説では、被害者の過失割合に応じて範囲は縮減されるけれども、労災保険給付の支給総額が被害者に生じた損害に達するまではつねに控除が行われ、損害の一部が填補されないままになる。信濃孝一後掲5頁は、現行法の下では差額説にははなはだ疑問がある、という。しかし、控除後相殺説は、労災保険給付と損害賠償の調整において、被害者の過失の有無を考慮する理由を明らかにすべきであろう。山本哲生後掲95頁以下は、差額説では事故抑制のインセンティブが被害者に働かない、と指摘するが、差額説によっても、被害者の過失の有無は、受給済みの労災保険給付が加害者に転嫁できない被害者の損害を下回る限度において、労災保険給付と損害賠償との合計額に影響を与えている。

26) 松本克美後掲58頁。

27) 「シンポジウム 損害賠償法の理論と現実」私法55号(1993)99頁以下における山田誠一教授と松本克美教授の質疑応答を参照されたい。

28) 水野有子後掲14頁。伊藤高義後掲261頁。他に、山田誠一後掲『現代社会と民法学の動向』314頁以下参照。

29) 「甲及び乙が一つの交通事故によってその被害者丙に対して連帯して損害賠償責任を負う場合において～甲及び乙が賠償すべき損害額が異なる～場合、甲が損害の一部をてん補したとき」に、乙の負う損害賠償債務にどのような影響が及ぶかという問題において、最判平成11年1月29日判時1675号85頁は、「甲がしたてん補の額は丙がてん補を受けるべき損害額から控除すべきであって、控除後の残損害額が乙が賠償すべき損害額を下回ることにならない限り、乙が賠償すべき損害額に影響しないものと解するのが相当である」としている。窪田充見後掲202頁は、この判決に従えば、甲の賠償給付ないしそれと同旨しうる自賠責保険金の支払が、乙の賠償すべき損害に含まれない被害者の損害に優先的に充当されることを意味しており、本件最高裁判決が立脚していると考えられる加害者の負担すべき損害に優先的に充当されるという考え方と整合しないように見える、と指摘している。

30) 第三者行為災害と使用者行為災害とで控除の範囲を異にする扱いをしたならば生ずる不都合については、信濃孝一後掲15頁、石原治後掲622頁参照。

して負担する保険料からその大部分がなっており、費用を負担する使用者の利益を優先的に考慮すべきであると考えられるからである。

使用者行為災害の場合、このことは使用者の負う損害賠償責任に顕著に現れる。たしかに、労災保険は労働者に対する使用者の民事上の損害賠償責任それ自体をカバーする責任保険ではない³¹⁾。しかし、上述のように、労災保険給付がなされた場合その限度において使用者の損害賠償義務は減縮すると解されているから³²⁾、責任保険的性格を有することは否定できないであろう³³⁾。控除前相殺説は使用者の利益に最も通じている³⁴⁾。

第三者行為災害の場合、損害賠償責任を負わない使用者は、使用者行為災害のように直接的には利害を有しない。たしかに、保険金が保険料によってまかなわれていると考えると求償は必ずしも重要視する必要はないであろう³⁵⁾。しかし、最大限に求償を行うことが労災保険財政の健全性の維持につながる点は否定できず³⁶⁾、それは使用者の負担する保険料に反映されうる。従って、控除前相殺説が使用者には最も有利である、といえよう。

労災保険給付の控除は過失相殺後に行われるべきであるが、労災保険法12条の4は、被害者の損害のうち加害者の負担すべき損害から労災保険給付が優先的に填補するとみて解釈されるべきであって、既払の労災保険給付の価額の限度において、

31) これと同様の保護が、損害賠償の先行する場合に使用者に与えられるかどうかの問題になる。最判平成元年4月27日民集43巻4号278頁は、「労働者の業務上の災害に関して損害賠償債務を負担した使用者は、右債務を履行しても、賠償された損害に対応する労災保険法に基づく給付請求権を代位取得することはできない」と判示している。

32) 最判昭和52年10月25日民集31巻6号836頁。

33) 加藤一郎後掲14頁など参照。

34) 水野有子後掲14頁。伊藤高義後掲261頁も。これに対し、小川賢一後掲65頁は、使用者行為災害においても控除後相殺説によるべきであるとする。

35) 西村健一郎後掲リマークス1号123頁、同後掲民商101巻5号717頁、山本哲生後掲95頁。

36) 岩出誠後掲ジュリ881号141頁以下。

37) 大阪地判平成7年8月25日交民28巻4号1168頁は、労災保険金を控除するにあたって控除前に過失相殺しているが、障害厚生年金を控除するにあたっては、「保険料の拠出者が被用者及び勤労者であること、制度目的が被用者の福祉の増進であることからすると、健康保険における診療給付と同様に、過失相殺前に控除をすると解するのが相当である」としている。また、水野有子後掲14頁は、任意の損害保険における損害の填補は損害の補償を目的としているから控除後相殺説によるべきであるとし、東京地判平成2年5月22日自動車保険ジャーナル870号1頁が、交通事故で肋骨骨折・頸髓不全損傷などの傷害を受けた被害者の休業損害を過失相殺により減額した後の金額から、被害者の受領した所得補償保険金を控除している点を、批判している。

損害賠償からの控除がなされるべきである。私見によれば、労災保険以外の保険給付の控除については必ずしも控除前相殺説をとるべきではない。被害者がもっぱら保険料を負担する場合、ないしは、被害者も保険料を負担する場合には、損害賠償からの保険給付の控除は被害者の利益にも配慮すべきであり、差額説または控除後相殺説によることが可能になろう^{37) 38)}。

38) 控除後相殺説は、最判昭和62年5月29日民集41巻4号723頁と、控除前相殺説による本判決との整合性を問題にする（信濃孝一後掲14頁，古賀哲夫後掲法時62巻4号105頁，石原治後掲624頁）。しかし、比例主義は、全部保険の場合に損害賠償請求権に保険者が全部代位をなしうることとの対比で、一部保険の場合には、保険価額に対する保険金の割合に代位の範囲が減縮するという理解にたつからであって、労災保険の場合とは観点を異にしている。それに加えて、損害保険の場合、保険金を受領する被保険者が保険料を負担している点が、被保険者である労働者が保険料を負担していない労災保険とは異なる。また、比例主義が採用される実質的な理由づけとして、全部保険との対比がなされているが、代位の有無・範囲は、損害保険契約の当事者間における損害賠償請求権の分配の問題として現れるから、たとえ原則として比例主義がとられるとしても当事者間の特約により、差額説に相当する損害額超過主義によることも認められよう。

また、後掲最判平成11年1月29日の事案においては、乙の債務ができる限り減縮せずに存続することは、賠償義務を履行して丙の損害の一部を填補する甲にとっても一番有利であり、私見によれば、甲の利益に通じていることがまさに重視されるべきである。

【文献】

本判決に関する解説・研究として、瀬戸正義「調査官解説」最高裁判所判例解説民事編平成元年度7事件、北河隆之「判批」交通と医療3巻9号(1989)、藤岡康宏「判批」月刊法学教室付録『判例セレクト'89』(1990)所収、倉澤康一郎「判批」ジュリ957号(1990)、古賀哲夫「判批」法時62巻4号(1990)、柳沢旭「労災補償と損害賠償との調整」九州工業大学情報工学部紀要3号(1990)、斎藤隆「判批」判タ735号(1990)、小川賢一「判批」賃金と社会保障1046号(1990)、西村健一郎「判批」マークス1号(1990)、同「判批」民商101巻5号(1990)、下森定「判批」『社会保障法判例百選(第2版)』(1991)所収、山本哲生「判批」法学56巻1号(1992)、石原治「判批」法政論集148号(1993)、加藤了「判批」『交通事故判例百選(第4版)』(1999)所収、山田誠一「判批」『社会保障判例百選(第3版)』(2000)所収、がある。

その他に、佐々木一彦「過失相殺」ジュリ総合特集8号『交通事故』(1977)所収、石山卓磨「保険金と損害賠償額との調整」愛知学院大学法学研究22巻2～3号(1978)、保原喜志夫「労災補償制度と不法行為責任」ジュリ691号(1979)、柿島美子「判批」法協96巻1号(1979)、加藤一郎「労働災害と民事賠償責任」季労113号(1979)、西島梅治『保険法(第2版)』(1980)、倉橋義定『詳解 民事損害賠償と労災保険給付の調整』(1981)、時岡泰「損害賠償請求と労災保険給付の控除」『新・実務民事訴訟講座(4)』(1982)、寶金敏明「各種保険・補償代位の問題点」判タ464号(1982)、安西愈『労働災害の民事責任と損害賠償(下)』(1983)、水野貞「保険会社の支払基準について」交通法研究12号(1984)、宮原守男「過失相殺」ジュリ増刊総合特集42号『自動車事故』(1986)所収、古賀哲夫「判批」法時58巻4号(1986)、同「労災保険法12条の4における政府の求償権と労働者の過失相殺」名古屋学院大学論集社会科学篇24巻1号(1987)、岩出誠「判批」ジュリ881号(1987)、同「労災民事賠償における労災保険給付の控除」季労143号(1987)、信濃孝一「労災保険給付の控除と過失相殺」判タ671号(1988)、西村健一郎『労災補償と損害賠償』(1988)、松代隆「労災事故に対する過失相殺適用上の諸問題」塩崎勤編『現代民事裁判の課題⑧』(1989)所収、棚田洋一「損害賠償法と社会保障法の接近と調整—労働災害を中心として—」『損害賠償法の課題と展望(石田喜久夫・西原道雄・高木多喜男先生還暦記念論文集(中))』(1990)所収、松本克美「労災保険と損害賠償の完全併存の実現—「重複控除」論を超えて—」季労158号(1991)、山田誠一「「重複填補」問題の理論と現実(2完)」NBL509号(1992)、同「重複填補に関する一考察—生命身体侵害における損害賠償からの併行給付の控除—」『現代社会と民法学の動向』(1993)所収、水野有子「損害賠償における第三者からの給付を原因とする控除—特に、損益相殺と代位との関係」判タ865号(1995)、南敏文「不法行為と年金給付」『貞家最高裁判事退官記念論文集民事法と裁判(上)』(1995)、伊藤高義「損益相殺」山田卓生ら編『新・現代損害賠償法講座6』(1998)所収。